

平成 29 年 3 月 21 日

預金保険料率の変更について

一般社団法人全国信用金庫協会
会 長 佐 藤 浩 二

本日、第 259 回預金保険機構運営委員会において、平成 29 年 4 月 1 日以降に適用される預金保険料率の実効料率を 0.037%に引き下げることが決議されるとともに、預金保険機構が財務大臣と金融庁長官に対して、預金保険料率の変更認可申請を行いました。

これまで信用金庫業界といたしましては、責任準備金が着実に積み上がっていること等を踏まえ、金融庁「中小企業等の金融の円滑化に関する意見交換会」等を通じ、預金保険料率の見直しについて前向きにご検討いただきたいと要望してまいりました。今般の預金保険料率の引下げは、こうした要望等を踏まえ、平成 27 年 3 月 27 日開催の第 250 回運営委員会において共通理解とされた「責任準備金および預金保険料率の中長期的なあり方」に基づき決議されたものと理解しております。

今後、財務大臣と金融庁長官より預金保険料率の変更が認可された際には、私ども信用金庫といたしましては、一層の自己資本の充実を図るとともに、政府が推進している中小企業の生産性向上や地方創生の推進等を促進していくため、金融仲介機能の更なる発揮に努め、会員をはじめとするお客さまの利便性の向上や豊かで持続可能な地域社会づくりに注力してまいりたいと存じます。

以 上